

# 株式会社東京ビッグサイト定款

昭和 33 年 2 月 15 日	作成
昭和 33 年 3 月 26 日	承認
昭和 33 年 11 月 20 日	変更
昭和 38 年 11 月 22 日	変更
昭和 47 年 5 月 26 日	変更
昭和 50 年 5 月 29 日	変更
昭和 52 年 6 月 29 日	変更
昭和 57 年 6 月 30 日	変更
昭和 59 年 6 月 26 日	変更
平成 3 年 6 月 25 日	変更
平成 6 年 6 月 28 日	変更
平成 7 年 6 月 27 日	変更
平成 8 年 4 月 1 日	変更
平成 10 年 6 月 23 日	変更
平成 12 年 4 月 14 日	変更
平成 13 年 6 月 26 日	変更
平成 14 年 6 月 28 日	変更
平成 14 年 11 月 27 日	変更
平成 15 年 2 月 5 日	変更
平成 15 年 4 月 1 日	変更
平成 15 年 6 月 27 日	変更
平成 18 年 6 月 26 日	変更
平成 20 年 6 月 26 日	変更
平成 30 年 6 月 26 日	変更

# 第1章 総 則

(商 号)

**第 1 条** 当会社の商号は、株式会社東京ビッグサイト（英名 Tokyo Big Sight Inc.）と称する。

(目 的)

**第 2 条** 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 多目的ホール、会議室、展示場の賃貸、管理並びに運営
2. 建物及び店舗の管理及び賃貸
3. 建物の附属設備の維持管理業務
4. 建物の環境衛生管理及び清掃業務
5. 駐車場の経営及び管理
6. イベント、展示会の企画及び開催
7. ファッションビジネス及び各種情報処理システムに係わる企画、調査、研究開発に関する情報の収集分析のコンサルテーション事業並びに専門技術者育成を目的とする研修の企画・運営
8. コンピュータによる情報通信に関する情報提供サービス及び情報処理サービス
9. 情報通信機器の運営管理
10. 情報通信機器の操作方法に関する教育、研修
11. 電気通信事業法に基づく一般第二種電気通信事業
12. 投資事業組合の財産の運用及び管理
13. 新聞、雑誌、書籍、日用品雑貨、たばこ、酒類、食料品の販売
14. 飲食店、喫茶店の経営
15. 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務、広告代理業、旅行業法に基づく旅行業並びに労働者派遣事業
16. 警備業法第2条に基づく警備業務
17. 建設業法第3条に基づく特定建設業務
18. 前各号に附帯する事業

(本店の所在地)

**第 3 条** 当会社は、本店を東京都江東区に置く。

(機 関)

**第 4 条** 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会

#### 4. 会計監査人

(公告の方法)

**第 5 条** 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(株式の総数)

**第 6 条** 当会社の発行可能株式総数は、749 万 9955 株とする。

(単元株式数)

**第 7 条** 当会社の単元株式数は百株とする。

(株主名簿管理人)

**第 8 条** 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿の作成及び備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。

(株式取扱規則)

**第 9 条** 当会社株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取り等株式に関する手続及びその手数料については、法令又は定款に定めるところのほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

**第 10 条** 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

## 第 3 章 株 主 総 会

(総会の招集時期)

**第 11 条** 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(総会の招集者)

**第 12 条** 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって社長が招集する。

2 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(総会の議長)

**第 13 条** 株主総会の議長は、社長がこれに当る。

2 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る。

3 議長は株主総会の秩序を維持し議事を整理する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

**第 14 条** 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。

(決議の方法)

**第 15 条** 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第 16 条** 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録の作成)

**第 17 条** 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

2 株主総会の議事録は 10 年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

**第18条** 当社の取締役は、3名以上20名以内とする。

(選任方法)

**第19条** 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

**第20条** 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

- 2 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
- 3 増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(社長、会長及び代表取締役の選任)

**第21条** 当社に社長1名を置く。取締役会が必要であると認めた場合は、会長1名を置くことができる。

- 2 社長は、取締役会の決議によって取締役のうちから選定する。会長を置く場合も同じとする。
- 3 社長は、会社を代表する。ほかに、取締役会の決議によって会社を代表する取締役2名以内を選定することができる。

(代表取締役の職務権限)

**第22条** 社長は、取締役会の議長となり、取締役会の決議を執行し、日常の業務を専行する。

- 2 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がその職務をおこなう。

(専務取締役及び常務取締役)

**第23条** 取締役会が必要があると認めた場合は、当社に専務取締役若干名及び常務取締役若干名を置くことができる。

- 2 専務取締役及び常務取締役は、取締役会の決議をもって取締役のうちから選任する。
- 3 専務取締役及び常務取締役の職務の範囲は、取締役会の定めるところによる。

(取締役会の権限及び招集)

**第 24 条** 取締役会は、取締役をもって組織し、当会社の業務執行の方針を決議する。

2 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。

3 招集の通知は、会日より 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発することを要する。ただし緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

4 取締役及び監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ずして取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

**第 25 条** 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録の作成等)

**第 26 条** 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

3 取締役会の議事録または前条第 2 項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録は 10 年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

**第 27 条** 取締役会については、定款に定めるところのほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等及び慰労金)

**第 28 条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

**第 29 条** 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役の責任を、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、賠償責任となった事実の内容、その取締役の職務執行の状況その他の事情を勘案して、特に必要があると認められるときは法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、善意にして

かつ重大なる過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金40万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(相談役、顧問、参与)

**第30条** 当社は、必要に応じ、相談役、顧問及び参与を置き、取締役会の決議により委嘱する。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員数)

**第31条** 当社の監査役は、3名以上5名以内とする。

(選任方法)

**第32条** 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

**第33条** 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

**第34条** 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。

(監査役会の権限及び招集)

**第35条** 監査役会は、監査役をもって組織し、当社の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

2 監査役会の招集通知は、会日より3日前までに各監査役に対して発することを要する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

3 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずして監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

**第36条** 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(議事録の作成)

- 第 37 条** 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
- 2 監査役会の議事録は 10 年間本店に備え置く。

(監査役会規則)

- 第 38 条** 監査役会については、定款に定めるところのほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等及び慰労金)

- 第 39 条** 監査役の報酬等及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第 40 条** 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役の責任を、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、賠償責任となった事実の内容、その監査役の職務執行の状況その他の事情を勘案して、特に必要があると認められるときは法令の限度において免除することができる。
- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 40 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第 6 章 会 計

(事業年度)

- 第 41 条** 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終る。

(剰余金の配当)

- 第 42 条** 当社の剰余金は、株主総会の承認を経て配当する。

(剰余金の支払)

- 第 43 条** 剰余金の配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払うものとする。
- 2 剰余金の配当は、その支払を提供してから満 3 年を経過してもその支払請求がないときは、当社は、その支払の義務を免れる。